

地方自治法改正案(「都構想」関連)イメージ(案)

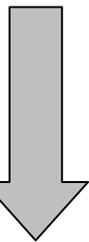
第一 都及び特別区の設置手続

1. 都・特別区設置協議会

- 設置者→関係地方公共団体(都となる道府県及び特別区となる市町村) ※構成員は議員、学識経験者などを含む。
- 関係地方公共団体での条例制定に基づき、規約を定め設置
- 基本計画→特別区の区割り・基本方針などを定める(※総務大臣との協議が必要)

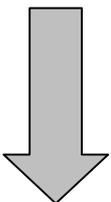
※都・特別区設置協議会は、第二の事務・財源配分等協議会を兼ねることができる。

2. 関係地方公共団体による議会の議決 総務大臣への申請



3. 国会の承認、内閣の決定・告示

- 内閣が国会の承認を経て決定
- 総務大臣による告示



4. 都及び特別区の設置

第二 事務配分、財源配分・財政調整の特例

1. 事務・財源配分等協議会

- 設置者→都及び特別区 ※構成員は議員、学識経験者などを含む。
- 都及び特別区の議会の議決を経て設置
- 協議事項→・分配する事務の範囲、管理及び執行の方法
・財源配分及び財政調整に関する事項

2. 都及び特別区の議会の議決

協議結果に対する議会の議決

3. 意見書の提出

- 内閣に対する意見書の提出
協議会は、協議結果を実施するために必要な措置について、内閣に対し意見書を提出
- 内閣の対応
意見書の尊重、回答、国会への報告
必要があると認めるときは、三月以内に所要の法制上の措置
- 国会の対応
報告を受け必要があると認めるときは、所要の法制上の措置

※協議会は、財政調整とあわせ必要となる地方交付税制度の改正についても、内閣に意見を提出できる。

第三 大都市制度改革の推進スケジュール

- 関係地方公共団体の議会の議員の経過措置など必要な経過措置
- 政府は、大都市制度の在り方について、関係する地方公共団体に検討を促し、新たな制度への移行を求める地域は速やかに移行できるように、次の事項につき必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。
 - ①平成二十四年度末までに、都への移行を円滑にするために必要な制度（地方交付税制度の改正は除く）の整備
 - ②平成二十五年度末までに、大都市制度改革（地方交付税制度の改正、都の設置以外の制度改革を含め）に関し、関係する地方公共団体から国に対する制度改革要望を促した上で、追加的に必要な制度の整備